

被扶養者認定に必要な「証明書類」

該当者	必要書類	発行場所
学生を除く16歳以上	①「市区町村民税の証明書」(*) ※収入を証明した直近の証明書であること。 ・市区町村によって名称が違います。<例>「(非)課税証明書」、「所得証明書」、「住民税証明書」 ・記載項目に「収入額・所得額」欄があるもの。収入なしの場合は0円、空欄、*で記載されます。	市区町村（1月1日に住民票があったところ）
学生（高校生以上）	①「学生証」のコピー ②「在学証明書」のいずれか ※通信制の場合は、併せて「市区町村民税の証明書」(*)	各学校
16歳未満	①「住民票」(*) ※世帯全員の続柄を省略しないもの ※共働きの場合は夫婦双方の「市区町村民税の課税証明書」(*) ・出生の場合は出生届または母子手帳のコピー	市区町村
別居の家族（単身赴任、学生、本来同居である施設入所者を除く）	①振込人（被保険者）と受取人（被扶養者）の名前が記載された仕送りの証明 ・定期的、継続的に振込をしている明細書3ヶ月分 <例> 誰から誰へ、いつ、いくら振り込んだかが分かる金融機関の明細書コピー	金融機関
年金受給者（老齢、遺族、障害、共済、企業、個人）	①「年金額決定・改定通知書」、「年金支払通知書」、「支払明細書」のコピー ・年金種類により名称が異なります。複数受給の場合は全てご提出ください。	日本年金機構 共済組合、企業、基金等
自営業または給与以外の収入がある場合（事業所得・営業所得・不動産所得・雑所得・農業所得等）	①「確定申告書」と ②「収支内訳書」または「青色決算書」のコピー ※紙で申告した場合は受付印のあるもの ・市区町村へ「市区町村民税」の申告をしている場合は、その申告書のコピーでも可 ・PC・スマートフォンから申請された方は、控えを印刷したものををご用意ください。	①②税務署 市区町村
退職後、扶養に入る場合	①退職年月日が記載された「退職証明書」(*) ②「源泉徴収票」のコピー ③「雇用保険離職票1.2」のコピー ④辞令（公務員）のコピー ⑤「社会保険資格喪失証明書」(*) のいずれか ・左記に加えて、雇用保険受給中（60歳以下：日額3,611円以下、60歳以上：日額5,000円以下の場合）、受給予定、受給終了の方は「雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）」のコピーをご提出ください。	①②③④前勤務先 ⑤前加入健康保険
パート等、収入基準内の収入がある場合	①「雇用契約書」のコピー	勤務先
結婚	①「婚姻届受理証明書」のコピー ②「戸籍謄（抄）本」(*) のいずれか	市区町村
自営業を廃業	①廃業届のコピー	税務署

- ・状況に応じて上記書類の他に別途提出を求める場合がありますので、提出にご協力ください。
- ・(*)印は原本をご用意ください。 ・公的証明書は交付から3カ月以内のものをご用意ください。